

法令 No.2 許可, 届出

第 52 回 (2007 年)

問 2 使用の許可を受けようとする者が、文部科学大臣に提出する申請書に記載しなければならない事項として、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、次のうちどれか。

- A 使用の目的及び方法
- B 使用の場所
- C 廃棄の場所及び方法
- D 放射性同位元素を貯蔵する施設の位置、構造、設備及び貯蔵能力

1 ABC のみ ② ABD のみ 3 ACD のみ 4 BCD のみ 5 ABCD すべて

問 12 次の記述のうち、放射線障害防止法上、施設検査の対象となるものの組合せはどれか。

- A 特定許可使用者が、密封されていない放射性同位元素を廃棄する廃棄施設の増設を行った場合
- B 許可使用者が、3.7 テラベクレルの密封された放射性同位元素を貯蔵する貯蔵施設の増設を行った場合
- C 密封されていない放射性同位元素のみを使用する許可使用者が、新たに下限数量に 10 万を乗じて得た数量を貯蔵能力として、貯蔵施設を設置した場合
- D 新たに許可を受けて放射線発生装置のみを使用することとなった者が、その使用施設を設置した場合

1 ABC のみ 2 ABD のみ ③ ACD のみ 4 BCD のみ 5 ABCD すべて